



iDeCo 普及の現場から

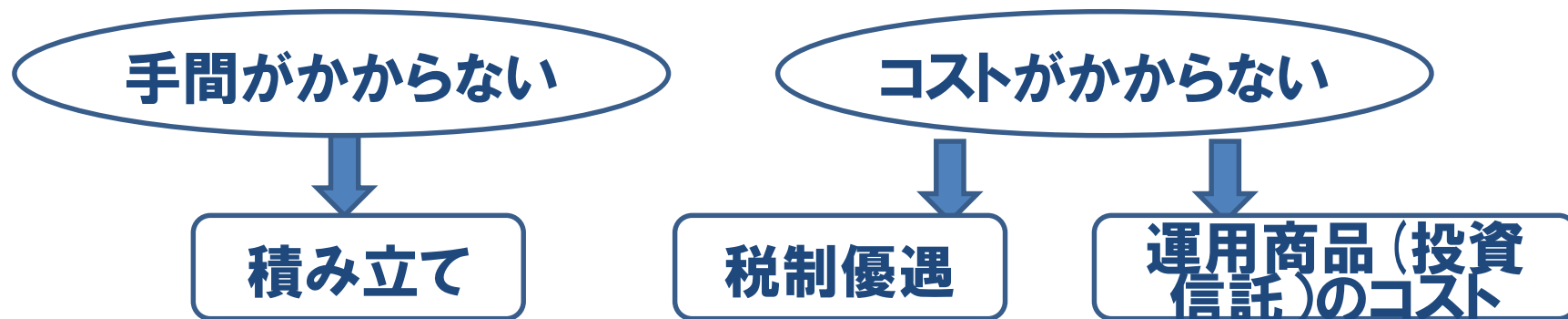
～制度・運営面の改善要望等～



2019年8月23日
NPO法人 確定拠出年金教育協会 理事
大江 加代

現役世代が利用できる資産形成制度

資産を作る上で効率的なのは



効率的な仕組みになっている制度

	iDeCo	つみたてNISA
正式名	確定拠出年金制度 (個人型年金)	少額投資非課税制度
スタート	2001年10月～	2018年1月～
目的	老後資産の形成	投資による資産形成
加入者 (2019.3末時点)	121万人	約127万人

iDeCo の運用商品

契約する金融機関が選定した商品から選ぶ
つみたてNISAと違い投資対象に元本確保型もある

元本確保型 定期預金 利率保証型保険

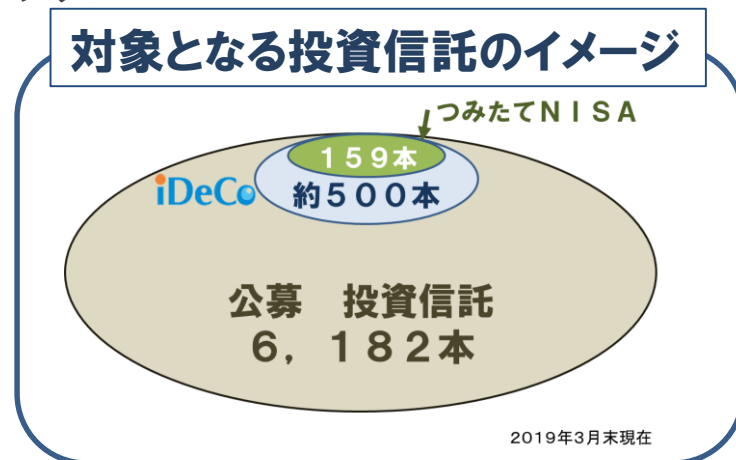
投資信託

iDeCoで提供されている低コストインデックス

2019/07末時点

投資対象	運用管理費用
国内株式	0.1512%
国内債券	0.1296%
外国株式	0.1079%
外国債券	0.1512%

対象となる投資信託のイメージ



出所：NPO法人確定拠出年金教育協会が運営するiDeCoナビ（投資信託の費用・評価に関する情報は三菱アセット・プレインズ株式会社からの情報提供により毎月更新）
公募投資信託本数は投資信託協会HP、つみたてNISA対象商品数（ETF除く）は金融庁HPより

活用のポイント

◎老後資金づくりならば **iDeCo**

ただし、

- 60歳まで絶対に下ろせない
- 積立上限がある

つみたてNISA と併用おススメ

◎50歳以上・課税所得がない

という方は**つみたてNISA** 優先で検討

◎投資信託は向かないという方は **iDeCo**

 老後資金準備への関心・ニーズが高い50代に、60歳以降の運用指図者期間のデメリットをお伝えして注意を促している。

加入に関心を持った方のネックになっていると思われる点

1. 加入資格と拠出上限の制約

2. 加入時に必要な決定のハードルがそれなりに高い

3. 手続きは時間と手間がかかる

事業主(登録事業所)にとって負担となっていると思われる点

1. 加入時・加入後の資格証明

2. 紙による手続き

iDeCo の加入資格と拠出上限

1. 年齢 原則20歳～60歳まで

2. 資格と拠出上限



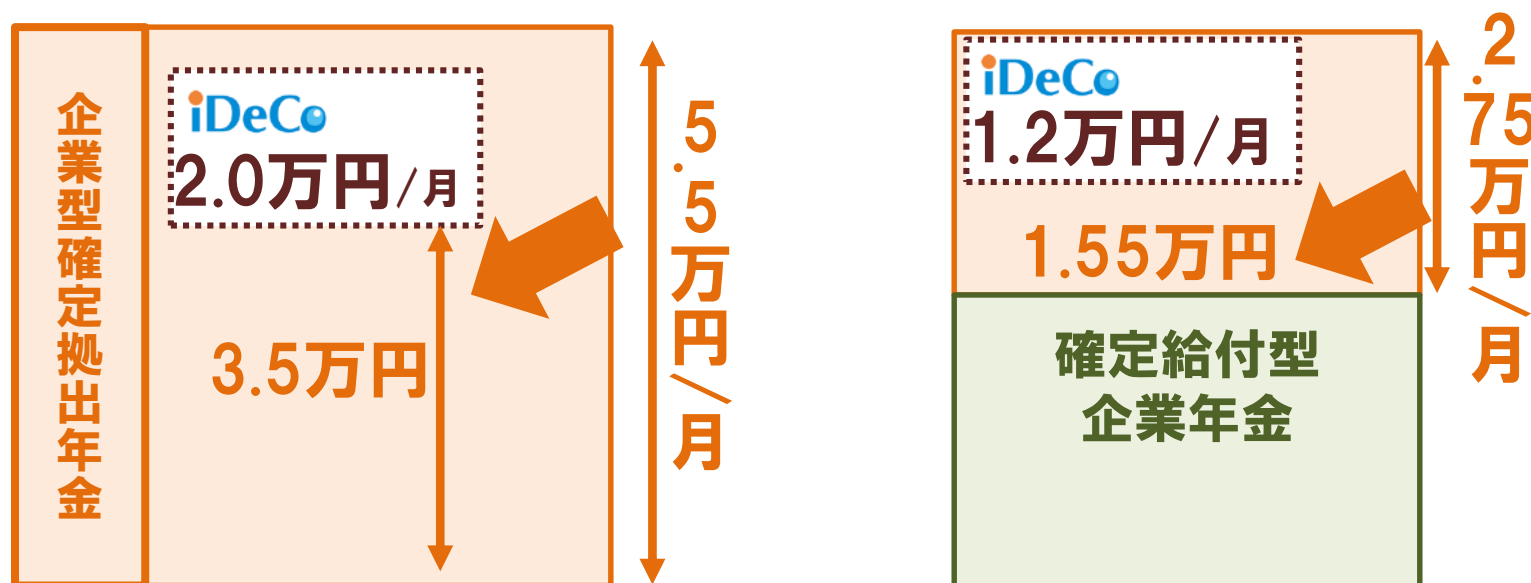
* 他の企業年金によって異なる。企業型確定拠出との重複加入は会社の規約を労使合意して変更する必要がある

**男性の8割、女性の5割が働いている60代前半は加入できない。
拠出上限を判別する資格がわからない人も少なくない。
企業型DC加入者は、ほぼiDeCoの加入ができない。**

なぜ、企業型加入者はiDeCo加入が困難なのか

企業型確定拠出年金導入企業がiDeCoの同時加入をみとめる場合の要件

- ① マッチング(本人拠出)を採用していない
- ② 事業主掛金の上限を5.5万円⇒3.5万円、2.75万円⇒1.55万円に引き下げる



企業型確定拠出年金の掛金は一般的に勤続年数や役職が上がると増える。
 ! 上限を下げると掛金が頭打ちになってしまうため労使とも同時加入を認めないことが多い。

はじめるために必要な3つの決定

掛金額

契約先

運用関連運営管理機関

商品配分



ハードル
その1

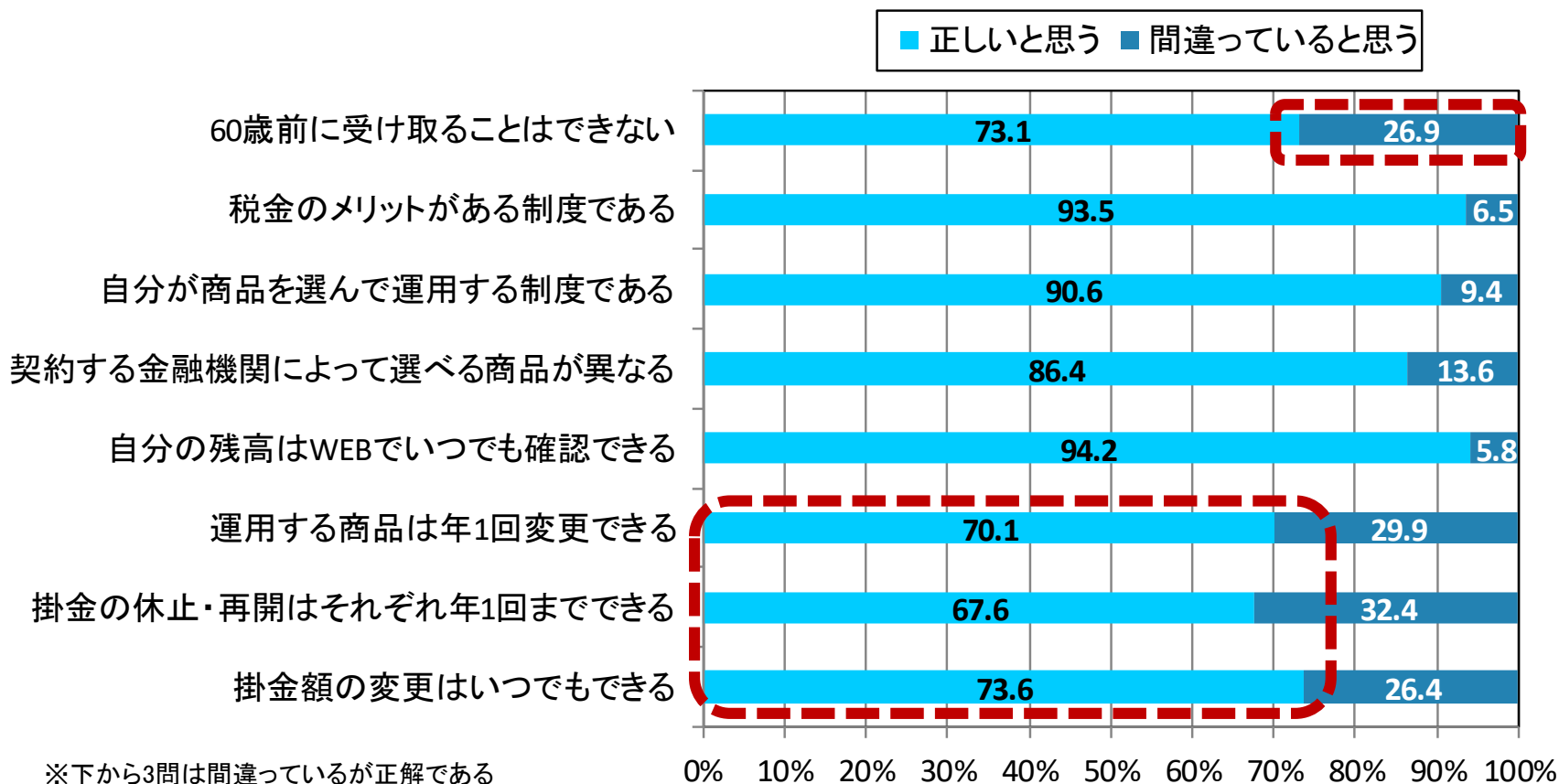
ハードル
その2

- ① 口座料だけでなく、サービス商品・受取方法の選択肢が異なる
- ② 変更する場合は資産の売却を伴うので、途中で変更することがなかなか難しい
- ③ 60歳以降受け取り完了まで付き合う

- ① 自らのリスク許容度の理解
- ② 商品の特性・リスク・コストの理解
- ③ マーケット変動時の対応
- ④ 制度・手続きの理解
(次ページ参照)

【ご参考】 iDeCoの制度・手続きの理解

【Q3】 iDeCoについて記載した下記項目それぞれについて、正しいと思うか間違っていると思うかをお答えください。（お答えはそれぞれ1つ）



iDeCo は手続きに時間と手間がかかる

- スマホで手続きが完結しない
- 買付開始まで約2か月



! 一部金融機関でインターネットバンキング利用者のみ、紙への押印が不要となった模様だが、国民年金基金連合会の受付は紙のままであり、時間・手間・コストの短縮には至っていない。

2号被保険者は事業主の証明書が必要

事業主の協力(事業主の証明・給与天引き)は法律に定められているが、事業主も従業員も負担感が強い。



加入者がいる事業所には毎年1回、書面で対象者一覧が届き、従業員として個人型年金に加入できる資格や限度額に変動がなかったかどうかについて証明する事務が継続的に発生する。



(正式名:「中小事業主掛金納付制度」)

中小事業主が社員の掛金に損金で上乗せ(追加)して老後資産形成をサポートする制度

企業型DCのような制度運営主体としての事務・法令上の負担なし

- ・ 従業員数**100人以下**の中小事業主
- ・ 加入者掛金を天引きし、事業主が上乗せして納付
- ・ 上乗せ掛金の金額は恣意性のない(職種や勤続年数)設定
- ・ 加入者掛金と上乗せ掛金の合計額が拠出上限以下
- ・ 実施について労使合意

すべて紙 かつ 2部 (国民年金基金連合会・地方厚生局用)を**国民年金基金連合会へ提出しなければならず、その後の入退社に伴う対象者変更等も紙による手続き**

導入時提出書類 一定の資格を定めない場合

- ①中小事業主掛金納付開始・終了届
- ②中小事業主掛金対象者登録届
- ③中小事業主の資格に関する現況について
- ④中小事業主掛金を拠出すること及び中小事業主掛金の額の決定に関する同意書
- ⑤労働組合の現況について(省令様式第15号)または過半数を代表する者の証明書